

「風穴」分科会 行財政改革グループ

- 1 情報公開についての提言
- 2 人と組織についての提言
- 3 産業振興についての提言

平成25年5月の市長選では、前市長の市政運営に批判的な新市長が当選した。市長は4年毎の選挙で変わる可能性がある。

人口減少、財政窮乏という状況下、市民生活を不安に陥れる要因は多数存在する。

市長が変わることで市民生活が脅かされることがあってはならない。

「市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街」

を実現する一助となる提言を行いたい。

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

1 問題意識の原点・情報公開の重要性について

平成25年5月の前回市長選の争点の一つは、「病院移転と大学誘致」問題であった。

市長選後に現在地の地質調査結果が発表され、「まちなか移転」は白紙となり、その後、現在地での建て替え方針が示された。

さらに、市長選前の3月末に大学誘致が破談していた事実も明らかになった。

当初予定では病院の「まちなか移転」は、3月末に予算化が考えられていた。この計画が強行されなかった理由の一つに、専門家委員会の貢献があげられる。

しかし、この委員会がいかに有意義な提言を行ってくれても、それが公開されてなければ「まちなか移転」を阻止する効果はなかった。

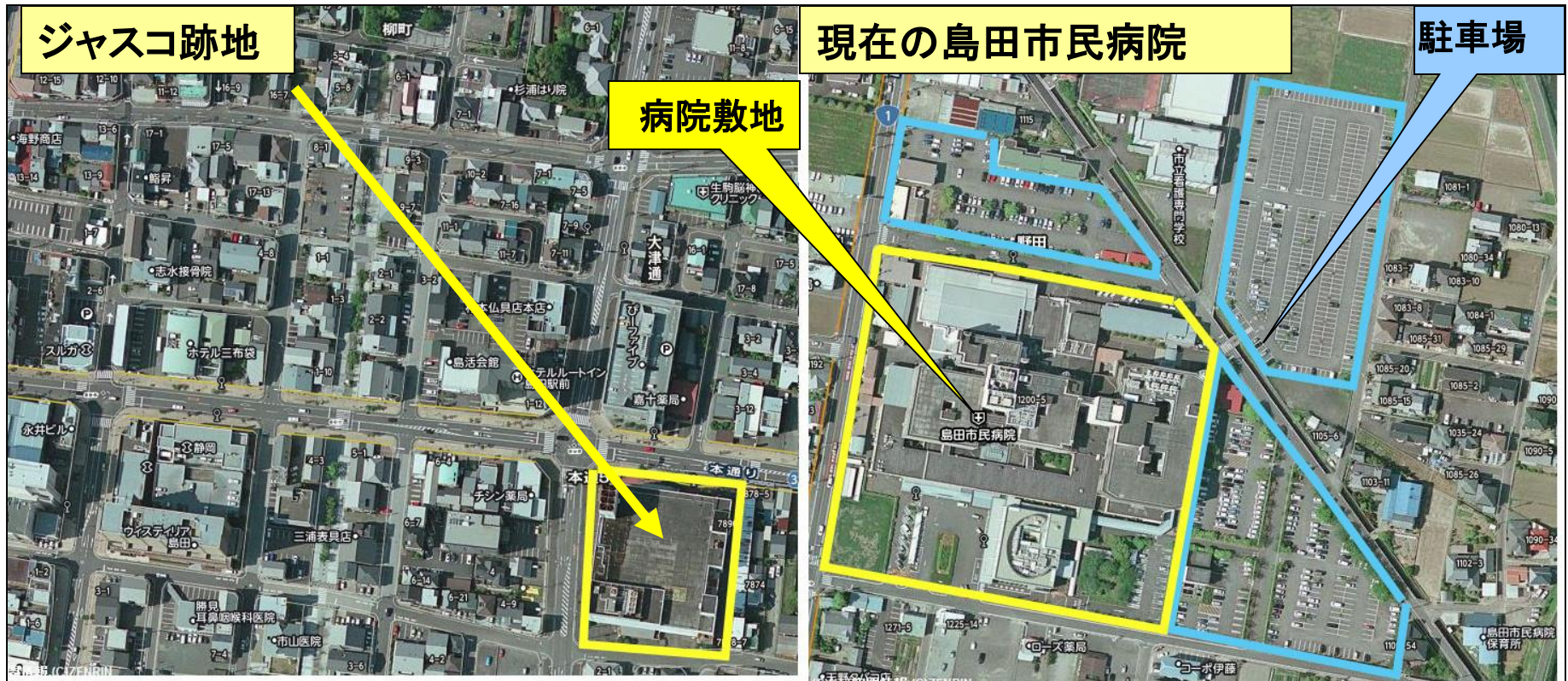
このことから、情報公開の重要性を痛感し、本提言を行うにいたった。

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

1 問題意識の原点・情報公開の重要性について

「まちなか集積医療基本構想」での有力候補地(ジャスコ跡地周辺)



* 同構想では「ジャスコ跡地周辺」に建設の場合、最低必要面積を9500平米としているが、上図では範囲の明確なジャスコ跡地(種地部分5100平米)を図示した。

1 情報公開についての提言

1 問題意識の原点・情報公開の重要性について

病院建設問題 「まちなか集積医療基本構想」の経過と専門家委員会の関与

- H24.8 **まちなか集積医療基本構想**
(想定スケジュール H25.3に病院移転を予算化)
- H24.10～H25.2 **新病院建設地検討委員会開催** (3回開催)
- H25.3～H25.5 島田市民病院地質調査実施
- H25.5.19 **市長選投票**
- H25.6.7 **まちなか集積医療基本構想を白紙化** (新市長所信表明)
島田市民病院地質調査実施結果公表 (議会全員協議会)
- * 地盤対策を行えば現在地への建設可能。追加費用約8億円。
(当時の想定費用150億円)
- H25.6.21 大学誘致破談公表(3月末) (新市長 議会答弁)

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

1 問題意識の原点・情報公開の重要性について

新病院建設地検討委員会での発言

島田市ホームページ掲載の議事録より

- 現地建て替えと言っても2種類あって、駐車場との振り替えが一番理想だと言われています。〈**現地での駐車場との振替による建て替えが理想とされている。**〉
 - 全く面積に余地がないと、どうしようもないです。そうすると、ますます赤字になっていくという。減るものは何もなく、増えるものばかりです
 - 病院というのはどんどん機能が拡大していきます。容積率と建ぺい率だけで入ると言っても、病院の機能としては、30年、50年持たせるには、どうしてもある程度余地がないと本当に困ります。〈**敷地面積の余裕が将来を左右する**〉
 - 我々というか市民に対して、こういう訳であそこは駄目で、だから移すんだというのがまずなくてはでしょう
 - 「現地の地質等の調査をもう少ししっかりしたらどうか」というご意見を頂きました。（事務局）
- 〈**現地建て替えを排除するには、しっかりとした調査と説明が必要**〉

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

2 染谷市政下での主な改善点

「附属機関等の会議の公開・会議録の公表」制度

H26.10.15開催分から

1 情報公開についての提言

3 現状の問題点

会議の公開・会議録の公表

・ 公開期間が最長2年

閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

もし3月31日開催の会議なら、翌年の3月31日が終了期日

公開期間は **たった1年と1日！！**

・ 公開期間が伸ばせない理由

情報公開コーナーの広さが足りない。

・ ネット時代以前の発想

情報公開は市民協働推進の必須基盤

紙媒体中心からの発想転換により、次の時代の情報公開を目指すべき

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

3 現状の問題点 2

会議の公開制度・・・細部の問題点

- 議事録の作成日、公開日を記載する。
- 傍聴可能人数が少ない

<直近の例>

第8回自治基本条例を考える市民会議 8/22開催

市役所会議棟大会議室(100人程度収容可能)

なのに 傍聴定員5名 ?

- 公表を考慮した議事録内容の希薄化を防ぐ

・・・開催案内文書の日付のみ変更して議事録とするようなことのないように！

1 情報公開についての提言

4 改善案の提案(1)

会議録公開の主体をホームページとし、サーバーの
容量アップにより公開期間を延長する(最短5年)

現在のサーバーは県外のレンタルサーバーを使用。

- ・ 容量は16GBで約1/4が空き容量
- ・ 年間費用は約100万円

…あと100万円で容量を2倍にできる。

1 情報公開についての提言

4 改善案の提案(1)

島田市ホームページ…細部の問題点

○ 「新着情報・お知らせ」掲載の長期化

終了したイベント等のお知らせでも、市の仕事を振り返る情報としては有益。
「とにかく早く消してしまいたい」という気持ちでもあるのか？

○ 会議の公開カレンダー掲載

今は丹念なチェックが必要。傍聴者を増やしたいなら日付から検索可能に

○ 目的の情報を見つけやすい構成に

複数の経路で到達可能な仕組みを。現状は不十分。

○ サイトの最終更新日だけでなく、各情報に更新日を記載

各情報が適時に公開されたかの目安。

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その1

情報公開の更なる推進

1. 事務事業評価シートの公開

現在は事業仕分け対象事業のみ作成。

少なくとも、総合計画に記載の事業に拡大

2. 庁議の公開

…埼玉県、福岡市、板橋区、群馬県太田市 等の先進事例あり。

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その2

市政情報の開示の考え方の見直し

現状 ⇒ 議会への報告・説明を基本としている

議会だよりは、紙面が限られることもあり、議員個人の活動アピールの要素が強く、市政情報をバランスよく伝えるには不十分。

**市当局としても、市民への説明責任を、
直接果たす必要がある。**

○ 議会への説明資料と同じものを市当局が公表する。

(傍聴していれば得られたと同じ情報をネット公開する)

○ たとえば、川根温泉ホテル建設見直し、最終処分場裁判等の市民の関心の高い情報の詳細を積極的に発信する

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その2

市政情報の開示の考え方の見直し

ホームページの積極的活用

- ・ 紙媒体(広報しまだ等)との連携・・・詳細はネット掲載として情報量を飛躍的に増やす。
- ・ ネット利用困難者には、市役所受付や公民館等の出先窓口を活用

(本年度の広報効果調査報告には、タブレット等の活用が提案されている。)

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その2

市政情報の開示の考え方の見直し

庁内LANの活用

1. 庁内LANサーバーの容量アップ(情報公開の基盤システムと位置づけ)
2. 情報公開を見据えた庁内LANシステムの構築

ファイル構成の改良・庁内ファイル基準表との関連づけを行い、ファイル基準表のインデックス部分をネット公開して文書の存在が市民からもわかる仕組みを構築

3. 容量不足に対しては、別途の保存方法をシステム化する(DVD等)

* 庁内LANの文書は情報公開面でも市民の貴重な財産である！

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その3

議会への提言

議会議事録(暫定版)の公開

1. 現在、議事録の公開は次の議会の直前
これでは、公開時には「かなり前の出来事」になってしまう。

6/29閉会の前回議会の議事録は8/25に公開。
2. 動画配信は2週間程度で公開されているが、視聴に実時間と同程度必要。
要点もつかみにくい。
3. 会議後2週間程度で入手可能な「議事録初校版」を「暫定版」として公開すれば解決できる。

* 書き起こし時の誤記・誤字が独り歩きする懸念。

…議員・当局がチェックして誤りは、即時修正(修正履歴も公開)

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その4

広報しまだの信頼回復

優秀広報誌として毎年表彰されているが、内容は市民の信頼を得てきたのか？

広報しまだ 2012.1.15号掲載の がれき処理反対メール

「もはや、岩手県は日本の敵である。
人をお願いをする時は静岡県民一人一人に頭を下げるべきなのに、
偉そうな態度で上から目線で当たり前だと思っている。
もはや人間のクズである。」

品格に欠ける文章が反対メールの代表として掲載され、島田市民であることを恥ずかしく感じる記事であった。

病院の街なか移転構想でも、疑念の持たれる記事があった。(2013.3月号)

染谷市政下で再発防止策はとられたのか？

外部委員による「広報しまだ検証委員会の設置」を提案

通常時には掲載内容の評価を依頼し、問題発生時には、掲載内容の妥当性について検証し公表する。

「風穴」分科会 行財政改革グループ

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その5

裁判情報(判決文等)の公開

最近、「最終処分場問題」の裁判が市民の関心を集めた。

従来、このような裁判の情報については市民に広くつたえられることはなかった。

裁判の公式結果である判決文の公開は、解釈の歪曲を防ぎ、その裁判の意味を正しく理解するのに役立つものとする。

裁判途中での情報公開では法廷戦術上の制約もあるが、判決文の公開は個人情報扱いに配慮すれば、問題ないはずである。

(日本国憲法82条 裁判公開の原則)

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

4-2 改善案の提案(2) 更なる改善 その5

裁判情報(判決文等)の公開

市が関係した最近の裁判(最終判決日が5年以内)

	事件名	市側が	市側が	判決言渡(最終)	最終審	訴状提出
1	損害賠償請求権等行使請求事件 (廃プラスチック業務委託)	被告	敗訴	平成23年4月19日	最高裁	平成17年6月24日
2	損害賠償請求権行使請求事件 (不納欠損処分)	被告	勝訴	平成25年11月14日	静岡地裁	平成24年11月19日
3	損害賠償請求権行使請求事件 (廃プラスチック業務委託事件に係る 訴訟費用請求)	被告	勝訴	平成26年1月30日	静岡地裁	平成23年9月28日
4	土地明渡等請求事件(最終処分場)	被告	敗訴	平成27年7月31日	静岡地裁	平成25年3月21日

事件の概要

1. 市周辺のごみ処理事業で競争入札をせずに業者と随意契約したのは違法として前市長と業者に約1169万円を請求するよう求めた住民訴訟
2. ジャスコ跡地の地権者が滞納した市税を「不能欠損処分」として債権放棄したことを違法とする訴え
3. 1の事件で市が負担した裁判費用の返還訴訟
4. 震災がれきの受け入れに絡み、賃貸借契約が切れた最終処分場に焼却灰を搬入したのは不当として、一部地権者が土地の明け渡しなどを求めた訴訟

「市政の礎となる提言」 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

1 情報公開についての提言

まとめ

市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を

市政の暴走を防ぐには・・・ 決定プロセスの透明化と徹底した情報公開が必要 ！

最終目標

**「県下一、日本一、記録を公開して残す街 島田」
の実現**

決定手続きの透明化、記録の保存・公開により、
行政の決定が適切な選択であったかを、
後日に、検証可能な仕組みの確立 ！

現在、検討中の「自治基本条例」に盛り込むことも、有効な方策となる

次なる課題

検証の仕組みづくり

「風穴」分科会 行財政改革グループ

2 人と組織についての提言

地盤沈下の激しい島田市

- 行政機関の市外への移設...法務局、消防管制
- 財政悪化
- 主要産業の衰退...木材、お茶、観光、中心地商店街、事業所数
- 次代の産業が育たない地域
- ビジョンを示せない市政
- 空港、ICを活かした投資がない
- 行政をリードする人材の不在
- 起業家が育たない
- 訴訟問題
- 人材育成の遅れた市庁舎
-

2 人と組織についての提言

旧態然とした行政官僚の思考脱却

- ★失敗、誤り、欠陥、失念は、行政組織の汚点、責任負うべきもの
- ★市民感情を高ぶらせないよう、思考や意識をコントロール
- ★情報を厳選、管制して、無用な思考や行動を起こさせない
- ★苦情や要望を逐一聞いて、予算にない仕事を増やさない
- ★お金の使い方の厳選や優先順位付けを適正に行う
- ★トップや状況が変われば、それを理由に政策転換
- ★市民への啓発活動で仕事をやったつもり
- ★法令を引用すれば、説明は足りたとする
- ★
- ★
- ★

2 人と組織についての提言

行動様式の変革

市民来訪時

“いらっしやいませ！”ではなく、
“May I help you(御用はありませんか?)”の行動

市民への説明時

法令引用で終わるは、法令朗読者 【論外】
法令を理解させるのは、法令解説者 【不可】
法令と現実の乖離・矛盾を説くのは、法曹家 【許せる】
法令の裁量部分で現実の問題課題を解くのが、行政マン 【良】

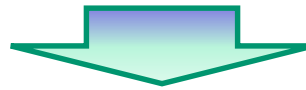
市政検討時

国内の最先端の政策を企画するのが、プロの行政マン
アマチュアの行政マンは、現業職へ配置転換していく

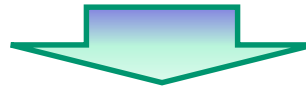
2 人と組織についての提言

ひとつ一つ良いものに変えて行く

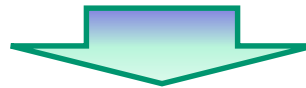
新設された「健やか・こども部」が、「子どもを産み育てやすい環境整備」づくりを担うのではない。



市の全組織、全職員が、その任にあたらなくてはならない。



例) ○「出生届」を受理する市民課は、「おめでとうございます！」と明瞭に伝える。
○農林課は、子供が安心安全に育つ食材づくりを考案する。
○都市計画課は、子供を持つ親が利用しやすい都市空間を創造する。
○納税課は、子供を持つ親への税の優遇制度を個別に説明に行く。など



市の全組織、全職員が、その時、その場で担えることを創造し、行動化していく。

2 人と組織についての提言

苦情要望処理制度の新設

受付BOXの常設

庁舎および支所へのBOX設置、市HPへの設置
メールアドレスおよび私書箱の公表

開封部門

秘書政策課が開封し、全件市長に報告するとともに、
対応部門を決定する。

対応部門

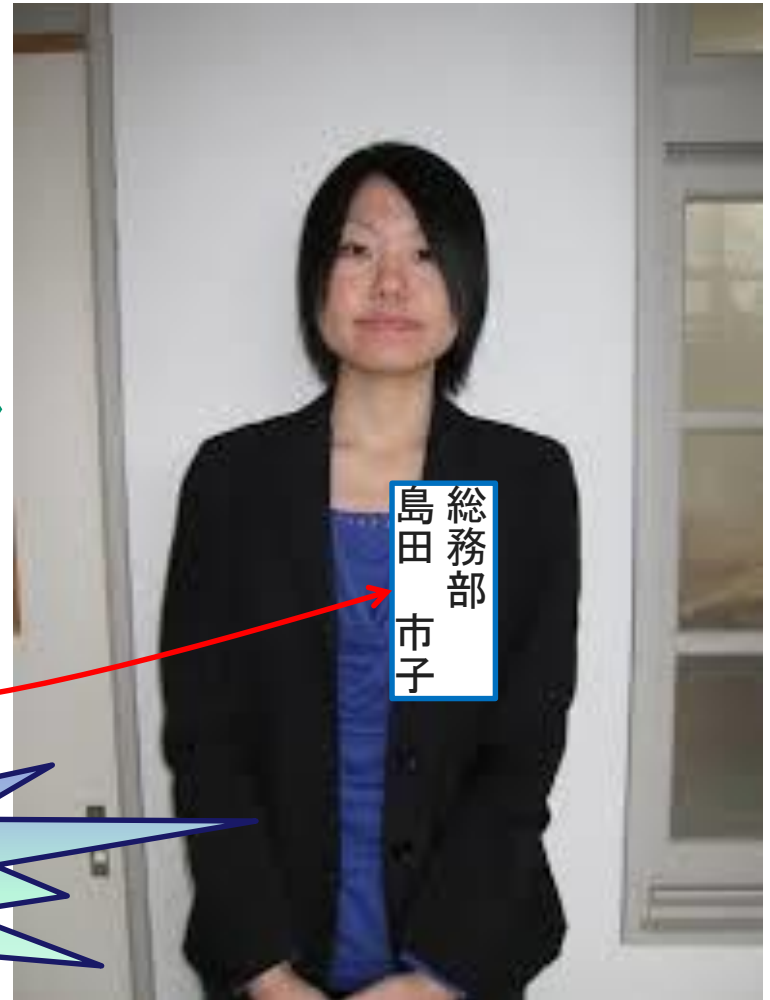
一次回答(対応方針)を3日以内に決定し、秘書政策課に報告

対応方針公表

秘書政策課は、4日以内に、市HP及び庁舎および支所に掲示

2 人と組織についての提言

特大名札の着用



視認性を高め、
公人行動を醸成

「市政の礎となる提言」 ～ 市長が変わっても、いつまでも安心して暮らせる街を～

3 産業振興についての提言

1. 現状

市町の指標から島田市は、他市と比較して劣っている部分がある。

平成26年度 市町の指標(県内23市)

区 分	島田市		焼津市		掛川市		藤枝市		菊川市		
	順位	基礎数値	順位	基礎数値	順位	基礎数値	順位	基礎数値	順位	基礎数値	
1 面積と人口											
(3)	可住地面積割合	20	33.70%	1	94.50%	9	57.30%	10	52.30%	5	76.40%
(7)	昼夜間人口比率	22	93.40%	20	94.30%	9	100.40%	23	91.40%	18	95.10%
(9)	生産年齢(15-64歳) 人口割合	19	60.80%	14	62.50%	5	63.70%	16	62.20%	8	63.60%
2 行財政											
(4)	財政力指数 (3か年平均)	19	0.755	12	0.887	7	0.910	16	0.851	21	0.740
(7)	経常収支比率	20	90.50%	7	82.90%	6	82.80%	8	83.00%	18	89.00%
(10)	地方債現在高比率	22	196.70%	20	183.20%	19	181.40%	17	177.30%	14	162.40%
(11)	住民1人当たりの地方債現在高	21	423,280円	13	353,342円	19	407,513円	9	335,174円	17	394,127円
3 生活環境											
(2)	汚水衛生処理率	21	49.40%	15	57.90%	14	60.60%	11	62.80%	18	55.00%
4 教育											
(3)	高等学校等進学率	23	96.50%	20	96.90%	15	97.60%	11	98.00%	4	98.70%
5 医療と福祉											
(1)	病院施設数 (人口10万人当たり)	23	1.0所	15	3.5所	17	3.4所	16	3.4所	21	2.1所
(2)	一般病院数 (人口10万人当たり)	23	1.0所	17	2.8所	22	1.7所	18	2.7所	20	2.1所
(4)	病院病床数 (人口10万人当たり)	20	528.3所	8	1,006.7所	9	973.8所	14	897.6所	19	542.3所
(7)	歯科医師数 (人口10万人当たり)	19	48.3人	20	46.5人	13	50.8人	22	46.4人	23	37.5人
6 経済と労働											
(8)	第二種兼業農家数(販売農家)(農家数割合)	20	49.40%	3	79.20%	12	54.00%	7	61.60%	11	55.70%
(17)	第二次産業事業所数 (3か年の増加率)	21	-2.80%	9	1.80%	15	-0.70%	8	2.60%	1	12.10%

※順位は、県内23市の順位

県統計調査課「平成24年工業統計調査報告書」による

3 産業振興についての提言

2. 問題点

要因の一つとして、受付実務担当者の裁量が、新規事業申請の成否に影響することが挙げられる。

- ◇マニュアル通り、細部にわたる資料提出を要求。
他市は経験者(専門官)であり、よく知っていて必要最低限の資料で済む。
- ◇コンビニ駐車場横の砂利スペース(雨水を貯める貯水池)は本当に必要か。
建設コストの初期投資が大幅増となり負担。
- ◇企業誘致で、工場の敷地内に貯水池設置の条件が厳しい。
- ◇事務所建設時の水道管敷設工事に農業用水の下を通せとの指示が、上司に変わった途端に申請者の短いルートが認められた。

3 産業振興についての提言

3. 改善提案

職員の基本的な考え方として、受付実務担当者は申請者に対して、どうすれば申請が容易に受理できるかを考えて対応する。そのために、

裁量権を有効に活用する。



実務担当者を専門家に育てる。



**市内の起業家に自由に事業をやらせる。
(起業したら5年間は無税にする)**

3 産業振興についての提言

4. まとめ

- 規制を緩和する。
(裁量権の中で許される範囲で)
- 新たな規制をつくらない。
(できるだけ自由に事業が行われるように)

<参考例>

儲かる仕事なら継続できるが、高齢化・後継者不足。

(人を呼ぶ) 1. 楽しむ 2. 買う 3. 学べる 4. 癒せる 5. 食べる → 仕掛ける

観光業をやっていく農業